

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課)	55
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (事業調整課)	57
○土地改良法による道管換地処分…………… (農業施設管理課)	59
○道路の供用の開始…………… (道路課)	59
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	59
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (3件) …… (河川課)	59
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	60
道警察本部告示	
○道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程……………	61

規 則
建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年2月27日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第9号
建築士法施行細則の一部を改正する規則
建築士法施行細則 (昭和25年北海道規則第257号) の一部を次のように改正する。
第1条中「省令」を「施行規則」という。)、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令 (平成20年国土交通省令第37号。以下「省令」) に改める。
第4条第2項中「よって」を「より」に改め、「、なお」を削り、「写」を「写し」に改める。
第6条第5号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の2号を加える。
(6) 法第22条の2第2号及び第3号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(7) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第8条第3項中「前項」を「第1項」に、「よって」を「より」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 指定登録機関

(指定の申請)

第13条の2 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者 (次項第8号において「指定申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務 (以下単に「二級建築士等登録事務」という。) を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第13条の3 法第10条の20第1項の規定により知事が指定した者 (以下「指定登録機関」という。) は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第13条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。
(登録事務規程の認可の申請)

第13条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第13条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第13条の7 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、二級建築士又は木造建築士の区分ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登

録の抹消の件数

(2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添えなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第13条の8 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

(2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第13条の9 指定登録機関は、法第10条の20第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日

(3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

(4) 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第13条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 法第5条の2若しくは法第8条の2又は第9条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項

(2) 省令第40条第4項又は省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 省令第40条第2項第2号イ又は省令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項 (3) 第19条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項 (免許の取消し等の処分 の通知) 第13条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。 (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日 (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所 (3) 処分の内容及び処分を行った年月日 第14条第1項及び第14条の2第1項中「省令」を「施行規則」に改める。 第17条第1項第1号中「掲げる学校を」を「定める学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第3号中「第15条第1号に該当する者（同号の正規の建築に関する課程を修めて卒業した者を除く。）」、同条第2号」を「第15条第2号」に、「実務」を「建築実務」に改め、同項第4号中「縦5.5センチメートル、横4センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改め、同条第2項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に改める。 第17条の2第1項中「電子情報処理組織（ 」、「（入出力装置を含む。以下同じ。）」及び「をいう。）」を削る。 第19条の2第1項中「第15条の17第2項」を「第15条の6第2項」に改め、「者」の次に「（次項第11号において「指定申請者」という。）」を加え、同条第2項第10号中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の6第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同項第11号を次のように改める。 (11) 指定申請者が法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面 第19条の3中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改める。 第19条の4第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の5第1項」を「第10条の7第1項」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する誓約書」を「第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面」に改める。	第19条の5中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改める。 第19条の6第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の8第1項前段」を「第10条の9第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の8第1項後段」を「第10条の9第1項後段」に改める。 第19条の7第1項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の9第1項前段」を「第10条の10第1項前段」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の9第1項後段」を「第10条の10第1項後段」に改める。 第19条の8に次の1項を加える。 3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。）の提出については、第13条の7第3項の規定を準用する。 第19条の9の見出し中「許可」の次に「の申請」を加え、同条中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改める。 第19条の10中「第15条の17第5項において」を「第15条の6第3項において読み替えて」に、「第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項」を「第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項」に改める。 第20条中「省令」を「施行規則」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の建築士法施行細則第2章の2の規定は、平成21年4月1日以後に開始する二級建築士等登録事務（建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務をいう。）について適用する。 <table><tr><td data-bbox="1120 1161 1736 1236">告</td><td data-bbox="1736 1161 2101 1236">示</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1120 1236 2101 1493"> 北海道告示第133号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年2月27日 北海道知事 高 橋 はるみ </td></tr></table>	告	示	北海道告示第133号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年2月27日 北海道知事 高 橋 はるみ	
告	示				
北海道告示第133号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年2月27日 北海道知事 高 橋 はるみ					

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
農業農村整備事業総合情報システム修正業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成22年3月19日まで
- (4) 履行場所 北海道農政部農村振興局事業調整課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) S I（システムインテグレータ）の認定を受けていること（経済産業省が認定したものに限る。）。)
- (4) I S M S（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を受けていること又は同等以上とみなされる基準を満たしていると第三者機関が認定していること（例 I S O 27001）。

なお、I S M S 認証については、財団法人日本情報処理開発協会が認定した審査登録機関の認証に限る。

- (5) プライバシーマーク付与認定を受けていること（財団法人日本情報処理開発協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定したものに限る。）。)
- (6) 過去2年以内に国又は地方公共団体と公共事業予算管理事務システムについての設計開発業務に係る契約を締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 過去2年以内に国又は地方公共団体と情報システムの開発業務に係る特定調達契約を締結し、かつ、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務のある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年3月2日（月）から同年3月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5

時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農村振興局事業調整課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部農村振興局事業調整課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁7階農政第1中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農村振興局事業調整課）

(2) 入札日時 平成21年4月21日（火）午後2時（送付による場合は、同年4月20日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道農政部農村振興局事業調整課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

10 Summary

- A. Nature and quantity of the services to be procured :
- a . Nature : Correction of Agricultural and Rural Development Information System
 - b . Quantity : 1 set
- B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., April 21, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than April 20, 2009.)
- C. Contact : Project Coordination Division, Bureau of Agricultural Community Development,
Department of Agriculture, Hokkaido Government, Nisi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 27-161

北海道告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新篠津村豊野地区の換地処分をした。

平成21年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道根室中標津線	野付郡別海町中春別350番12地先から 野付郡別海町中春別350番3地先まで	平成21. 2. 27

北海道告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
豊浦京極線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩124番12地先から 虻田郡真狩村字真狩37番1地先まで	前	14.50mから 34.00mまで	385.00m	道道岩内洞爺線重複 L=233.20m
		後	14.50mから 28.50mまで	385.00m	道道岩内洞爺線重複 L=232.20m
平取徳別線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡むかわ町徳別平丘14番1地先 (河川敷地)から勇払郡むかわ町徳別 504番8地先(河川敷地)まで	前	12.99mから 26.09mまで	1,031.71m	—
		後	16.60mから 38.25mまで	1,033.36m	—
和寒幌加内線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三和412番1地先から 上川郡和寒町字菊野584番1地先まで	前	13.97mから 64.69mまで	1,645.38m	—
		前	13.21mから 39.76mまで	1,847.47m	—
		後	13.55mから 64.69mまで	1,644.98m	—
		後	13.97mから 64.69mまで	1,645.38m	—
士別滝の上線 北海道旭川土木現業所	士別市朝日町字登和里国有林上川北部 森林計画区2023林班と小班地先から 士別市朝日町字登和里国有林上川北部 森林計画区2023林班と小班地先まで	前	41.52mから 46.11mまで	35.00m	—
		後	41.52mから 57.39mまで	35.00m	—
士別滝の上線 北海道旭川土木現業所	士別市朝日町字岩尾内国有林上川北部 森林計画区2038林班に小班地先から 士別市朝日町字岩尾内国有林上川北部 森林計画区2038林班へ小班地先まで	前	37.42mから 114.35mまで	115.00m	—
		後	40.51mから 126.03mまで	115.00m	—
ベペルイ中富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	空知郡中富良野町字中富良野5982番8 地先から空知郡中富良野町東町1番16 地先まで	前	21.60mから 25.10mまで	144.70m	—
		後	19.11mから 24.91mまで	144.70m	—
西風連名寄線 北海道旭川土木現業所	名寄市風連町字西風連1517番1地先か ら名寄市字弥生480番2地先まで	前	16.30mから 56.50mまで	290.00m	—
		後	16.30mから 56.50mまで	290.00m	—

北海道告示第137号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第

49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 2 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	河 川 の 名 称	二級河川長流川水系長流川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成21年 2 月27日
3	廃 川 敷 地 等 の 位 置	(右岸) 伊達市大滝区北湯沢温泉町 3 番 2 地先から同温泉町 4 番 2 地先まで、同温泉町428番 4 地先から同温泉町34番 1 地先まで
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地 14,889.04㎡

北海道告示第138号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 2 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	河 川 の 名 称	二級河川ケリマイ川水系ケリマイ川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成21年 2 月27日
3	廃 川 敷 地 等 の 位 置	(右岸) 日高郡新ひだか町三石川上198番 1 地先から同201番地先まで、同238番 3 地先から同303番 1 地先まで、同307番地先から同308番 3 地先まで
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地 26,592.96㎡

北海道告示第139号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 2 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	河 川 の 名 称	一級河川十勝川水系土幌川
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成21年 2 月27日
3	廃 川 敷 地 等 の 位 置	(左岸) 河東郡音更町字東和東三線33番 1 地先から同東和東三線38番 2 地先まで

(右岸) 河東郡音更町字東和東二線24番 4 地先から同東和東二線26番 1 地先まで、同東和東三線39番 1 地先から同東和東三線41番 4 地先まで、同東和東三線41番 4 地先から同東和東三線45番 2 地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 46,983.80㎡

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 2 月27日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第 1 号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エに次のように加える。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、身体障害者等で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると公安委員会が認めるもの

別表 3 下肢不自由の項中「3 級の 1」を「4 級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成19年北海道公安委員会規則第15号。次項において「改正規則」という。）附則第 3 項の規定により交付されている標章（この規則による改正後の道路交通法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エ(ア)に掲げる者に該当することとなる者に係る標章を除く。）は、当該標章の有効期間の満了する日までの間は、新規則第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エ(カ)に掲げる者に該当する者として交付された標章とみなす。

(改正規則の一部改正)

3 改正規則の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第59号

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 2 月27日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程

道路交通法施行細則実施規程（平成 2 年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 3 条」を「一第 3 条」に改める。

第 2 条を第 2 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（身体障害者等で歩行が困難なことににより社会生活が制限されると公安委員会が認めるもの）

第 2 条 施行細則第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エ(カ)の身体障害者等で歩行が困難なことににより社会生活が制限されると公安委員会が認めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 施行細則第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エ(ア)の身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、次のアからエまでに掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

ア 平衡機能障害 5 級

イ 下肢不自由 5 級

ウ 体幹不自由 5 級

エ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障害 3 級から 5 級までの各級

(2) 施行細則第 3 条の 2 第 1 項第 5 号エ(イ)の戦傷病者手帳の交付を受けている者であつて、下肢不自由の状態が恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度の第 4 項症に該当する障害を有するもの

附 則

この規程は、平成21年 2 月27日から施行する。

